

高速道路利便施設の連結

実 施 要 領

国 土 交 通 省

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

令 和 5 年 7 月

目 次

頁

1. 制度の概要	1
2. 高速道路利便施設の連結手続	
(1) 高速自動車国道における高速道路利便施設(開放型)の連結手続	1
(2) 高速自動車国道における高速道路利便施設(閉鎖型)の連結手続	2
(3) 自動車専用道路における高速道路利便施設の連結手続	2
3. 審査基準	
第1 技術的基準等について	
(1) 連結位置に関する基準	4
(2) 通路等の構造に関する基準	7
第2 事業者及び事業計画に関する基準について	
(1) 欠格事由	1 2
(2) 審査の内容	1 2
(3) 審査への協力	1 3
4. 高速道路利便施設の連結に関する情報提供	
(1) 新設等 S A・P Aにおける連結に関する情報提供	1 4
(2) 供用中の S A・P Aにおける連結に関する情報提供	1 4
(3) 連結手続きに関するスケジュール等の情報提供	1 5
(4) 情報の共有化	1 5
(5) 事業者からの公表要望への対応	1 5
5. 申出状況及び審査結果の公表・通知について	
(1) 申出状況の公表について	1 6
(2) 審査結果の通知について	1 6
(3) 審査結果	1 6
6. 通路等の整備手法	
(1) 通路等の事業区分	1 6
(2) 通路等の費用負担	2 1
7. 高速道路利便施設の維持管理に関する事項	
(1) 維持管理の体制	2 2
(2) 高速道路利便施設の維持管理	2 2

（３）緊急時における措置	２ ２
（４）通路等の開閉方法	２ ２
８．連結料の額の基準及び徴収方法について	
（１）連結料の構成	２ ３
（２）連結料の算定方法	２ ３
（３）連結料の徴収方法	２ ３
（４）連結料の見直し	２ ３
９．連結許可条件	
（１）高速道路利便施設の工事について	２ ４
（２）高速道路利便施設の維持管理について	２ ４
（３）高速道路利便施設等の変更について	２ ４
（４）道路管理上の協力義務等について	２ ５
（５）連結期間満了時等の措置について	２ ５
（６）その他	２ ５
１０．施設、連結形態等の変更手続	２ ６
１１．その他	
（１）事業間調整による効率的な事業の推進	２ ７
（２）事業者の施設設置等に伴う費用負担	２ ７
（３）受委託に関する事項	２ ７
（４）監督処分及び許可の取り消しについて	２ ７
（５）利便施設等の閉鎖（廃業）について	２ ７
（６）交通管理者との協議	２ ８
（７）その他	２ ８
１２．相談窓口及び実施要領の配布場所	２ ８

様式集

- 様式１ 連結許可（更新）申請（連結申出）書
（道路法に基づく連結許可申請書）
- 様式２ 連結許可（更新）申請（連結申出）書
（高速自動車国道法に基づく連結許可申請書）
- 様式３ 資金計画書（収支計画、年度別資金計画）
- 様式４ 変更許可申請書
（道路法に基づく連結許可申請書）

様式 5 変更許可申請書
 (高速自動車国道法に基づく連結許可申請書)

本実施要領は、高速自動車国道又は自動車専用道路（以下「高速道路」といいます。）との連結について、その許可手続き、審査基準及び連結料の算定方法等を定めたものであり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）の業務に関する高速道路との連結について適用するものです。

1. 制度の概要

この制度は、高速道路を活用した多様な事業の推進を目的に、民間事業者等（以下「事業者」といいます。）が設置する休憩所、給油所、商業施設、レクリエーション施設等と高速道路とを直接結ぶことを可能としたものです。

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4及び高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条に定める施設のうち、以下について本実施要領の対象としております。

- ① 休憩所、給油所、商業施設、レクリエーション施設等（以下「利便施設等」といいます。）
- ② 利便施設等と高速道路を連絡する通路等（以下「通路等」といいます。）

事業形態としては、高速道路から当該施設を介して、一般道路への車両の出入りが可能か否かにより、「開放型」と「閉鎖型」の2種類に分類されます。

開放型	閉鎖型	
高速道路から当該施設を介して、一般道路に車両が出入りできるもの	高速道路から当該施設を介して、一般道路に車両が出入りできないもの	
高速道路への連結は、上図に示したようなサービスエリア、パーキングエリアに連結する場合のほか、高速道路本線に直接連結することも可能です。		

2. 高速道路利便施設の連結手続

（1）高速自動車国道における高速道路利便施設（開放型）の連結手続

- ① 本省は、審査基準を公表します。
- ② 本省は、ホームページ等で連結に関する情報提供を行います。
- ③ 本省は、連結を行おうとすることを申し出た者（以下「申出者」といいます。）の申出について、技術的な基準等による審査を行います。
- ④ 国土交通大臣は、審査にあたり、地域経済への影響、まちづくり、環境の保全等の観点から、申出に係る高速道路利便施設の所在する地方公共団体の意見を聴取します。
- ⑤ 本省は、連結予定者の決定に先立ち機構及び当該高速道路を管理する高速道路会社（以下「会社」といいます。）の意見を聴取します。
- ⑥ 機構は、透明性・公正性を確保する観点から設置する学識経験者等からなる委員会（以下「第三者委員会」といいます。）の意見を聞いた上で、本省へ機構としての意見を提出します。
- ⑦ 本省は、連結予定者を決定し、選定結果・選定理由について、申出者に通知します。
- ⑧ 国土交通大臣は、整備計画を策定します。
- ⑨ 国土交通大臣は、連結許可申請に基づき手続を行い、連結許可は、公安委員会との協議を行った上で行います。連結期間は、連結許可の日から１０年以内とし、１０年を超える場合は、１０年毎に更新するものとします。
- ⑩ 本省は、選定結果・選定理由について、申出者のプライバシー・利益保護に配慮しつつ公表します。
- ⑪ 機構は、連結許可を受けた事業者から連結料を徴収します。

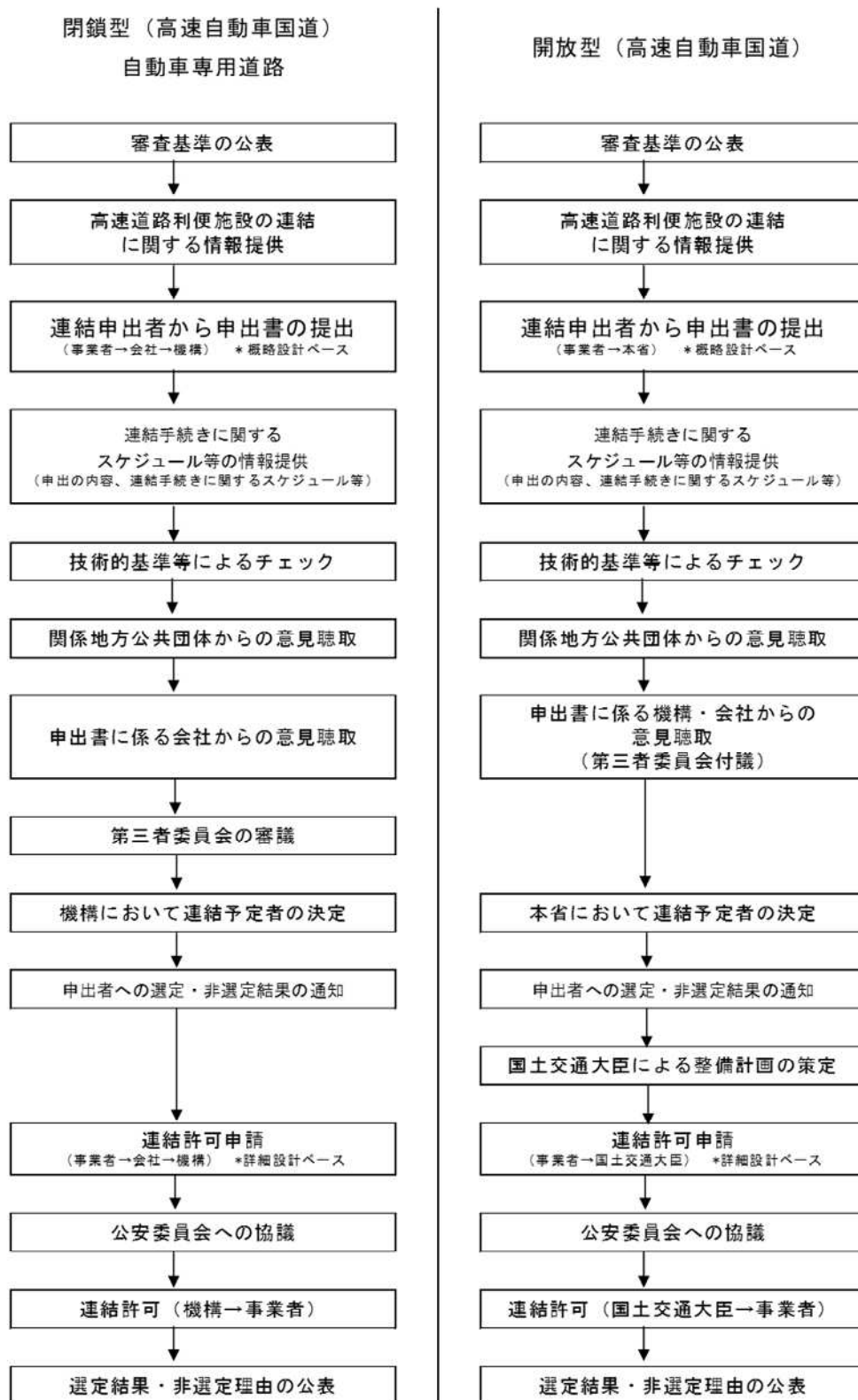
（２）高速自動車国道における高速道路利便施設（閉鎖型）の連結手続

- ① 機構は、審査基準を公表します。
- ② 機構は、ホームページ等で連結に関する情報提供を行います。
- ③ 機構は、申出者の申出について、技術的な基準等による審査を行います。
- ④ 機構は、審査にあたり、地域経済への影響、まちづくり、環境の保全等の観点から、申出に係る高速道路利便施設の所在する地方公共団体の意見を聴取します。
- ⑤ 機構は、連結予定者の決定に先立ち会社の意見を聴取します。
- ⑥ 機構は、第三者委員会において、高速道路利便施設の連結許可の可否等について審議します。
- ⑦ 機構は、連結予定者を決定し、選定結果・選定理由について、申出者に通知します。
- ⑧ 機構は、連結許可申請に基づき手続を行い、連結許可は、公安委員会への協議を行った上で行います。連結期間は、連結許可の日から１０年以内とし、１０年を超える場合は、１０年毎に更新するものとします。
- ⑨ 機構は、選定結果・選定理由について、申出者のプライバシー・利益保護に配慮しつつ公表します。
- ⑩ 機構は、連結許可を受けた事業者から連結料を徴収します。

（３）自動車専用道路における高速道路利便施設の連結手続

自動車専用道路における高速道路利便施設の連結手続については、開放型、閉鎖型を問わず、上記（２）に準じて実施するものとする。

高速道路利便施設の連結手続フロー



3. 審査基準

第1 技術的基準等について

(1) 連結位置に関する基準

① 高速道路本線に連結する場合

1) 連結位置の間隔（インターチェンジ等との離隔距離）

ジャンクション、インターチェンジ（以下「IC」といいます。）、サービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」といいます。）及び他の利便施設と連絡する通路等とは、安全かつ円滑な交通を確保できるように2km^{※注}以上離隔（テーパ端間）するものとします。[道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）Ⅲ道路の構造「第5章立体交差（5-4-4 インターチェンジの設計基準（9）ランプ接続端間の距離）」に準じます。]

また、バスストップやトンネルに近接して、通路を連結しようとする場合は、安全かつ円滑な本線交通に支障を及ぼさないようにしなければなりません。



※注）高速自動車国道の場合であり、自動車専用道路においては、関係法令に反しない限り、個々の事案に応じて取り扱うことができる（以下この要領において同じ）。

2) 連結位置における高速道路本線の幾何構造

通路等の連結は、高速道路本線の平面曲線半径、縦断勾配、縦断曲線半径の値が、一定の値以上確保されている位置に限ります。[道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）Ⅲ道路の構造 第5章立体交差（5-4-4 インターチェンジの設計基準（1）本線の線形）に準じます。]

② SA・PAに連結する場合

SA・PAの駐車場に直接連結させる場合とSA・PAのランプに連結させる場合があります。

SA・PAの駐車場への通路等の連結((ア)又は(イ))は、SA・PAを利用する車両及び人の流れに支障を及ぼさないと判断される場合に限り認められます。

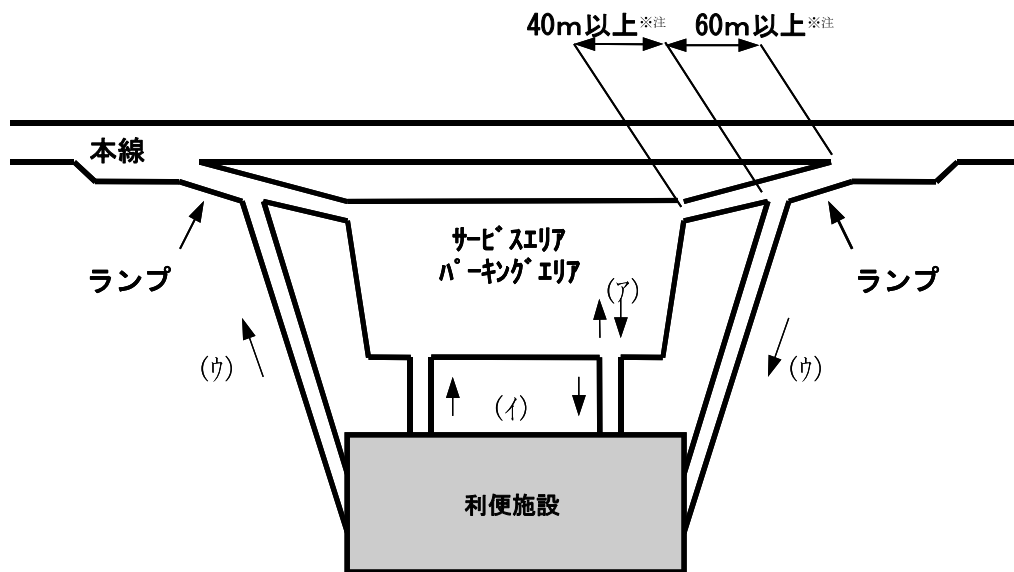
なお、通路の取付け位置は、

(ア) SA・PAの駐車場に連結し1箇所で行き来する場合

(イ) SA・PAの駐車場に連結し入口と出口を分離する場合

(ウ) SA・PAのランプに連結する場合

基本的に以上3つの場合（下図を参照）が考えられます。



通路等の取付け位置の決定にあたっては、SA・PAの利用形態（混雑度、駐車マスや車路の配置、施設全体のレイアウト、車両と人の動線等）、改築計画の有無及び通路の利用交通（交通量、車種）等から、次の事項に十分留意しなくてはなりません。

- ・ 通路を出入りする交通により、渋滞が発生するなど、著しい混雑とならないこと
- ・ 通路への円滑な誘導が可能なこと
- ・ 車両の動線が輻輳する等、交通の混乱を生じさせないこと
- ・ 施設利用者の安全が確保されること

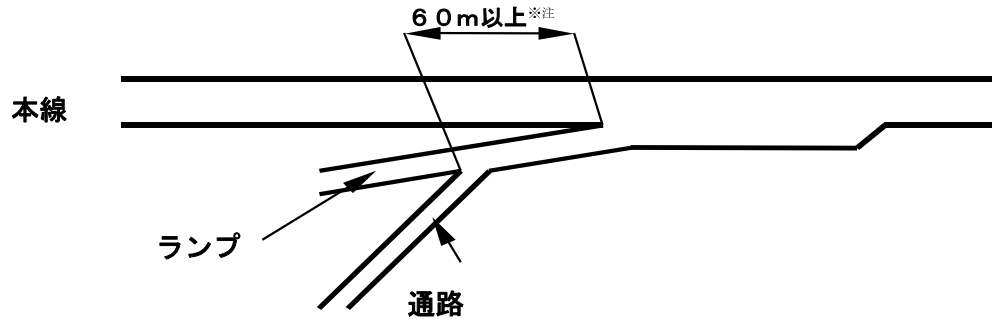
また、ランプと通路を連結させる場合は、高速道路本線とランプとの接続端（ノーズ）とランプと通路の接続端（ノーズ）とは60m以上^{※注}、ランプと通路との接続端と、SA・PAの駐車場とは40m以上^{※注}離隔し、安全かつ円滑な交通を確保できるように計画するものとします。[道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）Ⅲ道路の構造「第5章立体交差（5-4-4 インターチェンジの設計基準（9）ランプ接続端間の距離）」に準じます。]

なお、SA・PAに駐車場又は利便施設等を直接連結させる場合には、個々の事業に応じて取扱うこととなります。

③ ICに連結する場合

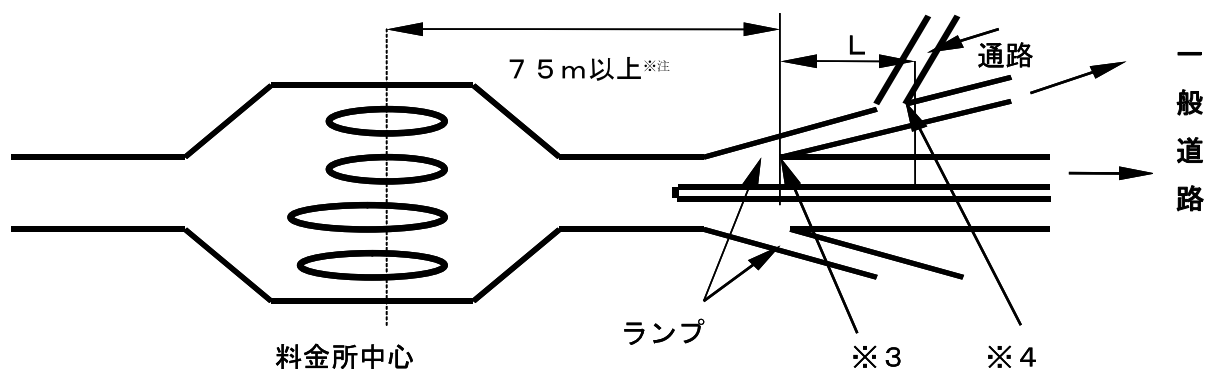
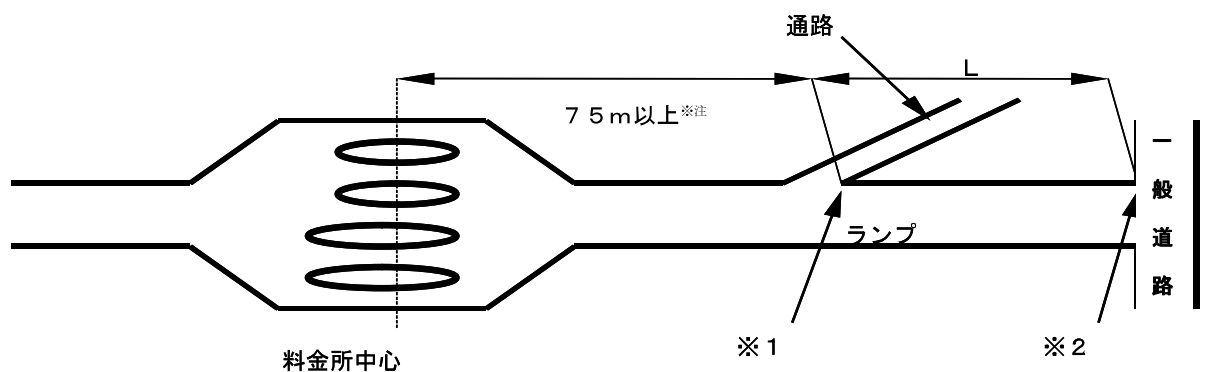
- 1) ICの利用交通に支障を及ぼさないよう、通路等の取付け位置を決めなくてはなりません。
- 2) 高速道路本線と料金所の間において、ランプと通路等を連結させる場合は、高速道路本線とランプとの接続端（ノーズ）と、ランプと通路との接続端（ノーズ）とは60m以上^{※注}離隔し、安全かつ円滑な交通が確保できるように計画するものとします。[道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）Ⅲ道路の構造「第5章立体交差（5-4-4 インターチェンジの設

計基準（9）ランプ接続端間の距離）に準じます。]

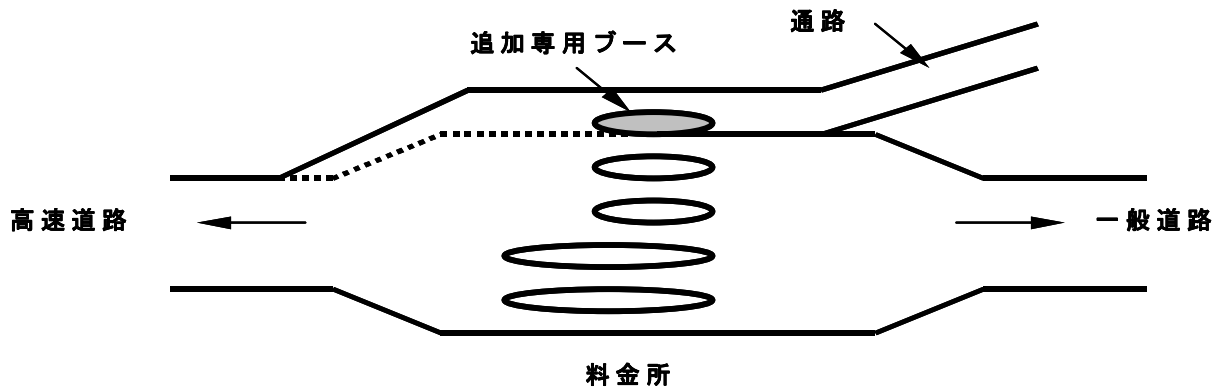


3) 料金所中心と通路等の分岐点とは75m以上※注離隔し、安全かつ円滑な交通を確保できるように計画するものとします。

また、ランプと通路等との接続端（ノーズ）※1と、ランプと一般道路との接続端※2、あるいはランプとランプとの接続端（ノーズ）※3と、ランプと通路との接続端（ノーズ）※4とは、ランプの設計速度に応じ、安全かつ円滑な交通が確保できるよう離隔しなくてはなりません。（L）[道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）Ⅲ道路の構造「第5章立体交差（5-4-4 インターチェンジの設計基準（9）ランプ接続端間の距離）に準じます。]



ただし、料金所位置において、通路専用のブースを設置し、通路を分岐させることはできるものとします。（安全かつ円滑に通路に誘導できるよう案内標識等に配慮が必要となります。）



④本線交通への影響

①、②、③の各基準に適合するほか、本線交通へ著しい影響を及ぼすことがないと判断される場合に限りて連結が認められるものとします。

(2) 通路等の構造に関する基準

① 通路等の構造基準の適用範囲

通路等の構造基準の適用範囲は、高速道路から利便施設等の駐車場までとします。ただし、開放型の場合で、駐車場内の車路が一般交通の用に供する（不特定多数の者が高速道路と一般道路等の間で出入りができる）場合には、高速道路から一般道路等までを適用範囲とします。

形態	開放型	閉鎖型
概要図	The diagram shows a cross-section of an open-type structure. At the top is a '一般道路' (General road). Below it is a '駐車場' (Parking lot) with a '料金所' (Toll plaza) and '利便施設' (Convenience facility). The bottom is a '高速道路' (Expressway). A legend indicates that the area between the parking lot and the expressway is the '適用範囲' (Applicable range), and the area between the general road and the parking lot is also the '適用範囲' (Applicable range) for general traffic use.	The diagram shows a cross-section of a closed-type structure. At the top is a '駐車場' (Parking lot) with a '利便施設' (Convenience facility). Below it is a '高速道路' (Expressway). A legend indicates that the area between the parking lot and the expressway is the '適用範囲' (Applicable range).

②通路等の構造基準

1) 計画交通量

通路の設計、駐車場規模の算定に用いる交通量は、原則として開業後10年間で推計される時間交通量のうち最大の値とします。

2) 設計車両

「道路構造令第4条」に準ずるものとします。通路を通行する車両について、事業者の裁量により車種を制限できるものとしますが、法的な規制とはならないことから、通路の設計にあたっては誤進入車の通行に十分配慮しなくてはなりません。

3) 通路等の規格

通路等の設計にあたっては、接続する道路の区分に応じ規格を区分し、連結位置、高速道路の設計速度及び通路等の利用交通量に応じ、次のイからチに示すとおり、通路をA規格からE規格に区分するものとします。(A、B、C、D規格については、「道路構造令の解説と運用(社団法人日本道路協会)Ⅲ道路の構造 第5章立体交差 5-4-4 インターチェンジの設計基準(4)ランプの幾何構造」に掲げる“ランプ規格”と同じ規格です。E規格の通路等にあつては、「道路構造令」第3種第4級の道路の基準に準ずるものとします。)

(a) 第1種及び第3種の道路

イ 高速道路本線、またはIC・SA・PAのランプと連結する通路等は、A規格とします。

ただし、料金所から駐車場までの部分及び料金所から一般道路(設計速度40km/h以下の場合)等までの部分は、B規格とすることができます。

ロ イの通路等のうち、高速道路本線の設計速度が60km/h又は80km/hで、かつ、全ての通路の一方向交通量がピーク時において250台/h以下となる場合は、B規格とすることができます。

また、料金所から駐車場までの部分及び料金所から一般道路(設計速度40km/h以下の場合)等までの部分は、D規格とすることができます。

ハ SA・PAの駐車場に連結する通路等は、D規格とすることができます。

ニ 道路構造令第4条に示すセミトレーラ連結車の通行を制限する場合は、イからロまでの通路等において、A規格をB規格、B規格をD規格とすることができます。また、ハの通路等においては、高速道路から料金所及び料金所から駐車場までの部分に限り、D規格をE規格とすることができます。

(b) 第2種の道路

ホ 高速道路本線、またはIC・SA・PAのランプと連結する通路等は、C規格を標準としますが、大型車混入率が高い場合はA規格とします。

ただし、料金所から駐車場までの部分及び料金所から一般道路(設計速度40km/h以下の場合)等までの部分は、D規格とすることができます。

ヘ ホの通路等のうち、高速道路本線の設計速度が60km/h又は80km/hで、かつ、全ての通路の一方向交通量がピーク時において250台/時間以下となる場合は、C規格とすることができます。

また、料金所から駐車場までの部分及び料金所から一般道路(設計速度40km/h以下の場合)等までの部分は、D規格とすることができます。

ト SA・PAの駐車場に連結する通路等は、D規格とすることができます。

チ 道路構造令第4条に示すセミトレーラ連結車の通行を制限する場合は、ホからヘまでの通路等において、C規格をD規格とすることができます。また、トの通路等にお

いては、高速道路から料金所及び料金所から駐車場までの部分に限り、D規格をE規格とすることができます。

		セミトレーラ連結車の制限	高速道路から料金所まで (料金所がない場合の高速道路から駐車場まで)	料金所から駐車場まで	料金所から一般道路等まで	
					一般道路等の設計速度	
本線・ランプに連結する場合	下記以外の場合	なし	A規格 (C規格)	B規格 (D規格)	50km/h 以上	A規格 (C規格)
					40km/h 以下	B規格 (D規格)
		あり	B規格 (D規格)	D規格 (D規格)	50km/h 以上	B規格 (D規格)
					40km/h 以下	D規格 (D規格)
	本線設計速度 60 又は 80km/h かつ全ての通路の 一方向交通量がピーク時 250 台／ h 以下の場合	なし	B規格 (C規格)	D規格 (D規格)	D規格 (D規格)	
		あり	D規格 (D規格)	D規格 (D規格)	D規格 (D規格)	
S A・P Aの駐車場に連結する通路		なし	D規格 (D規格)	D規格 (D規格)	D規格 (D規格)	
		あり	E規格 (E規格)	E規格 (E規格)	D規格 (D規格)	

※表の上段は第1種及び第3種道路に接続する通路の規格、下段 () は第2種道路に接続する通路の規格です。

4) 設計速度

通路等の設計速度は、連結位置、高速道路の設計速度及び通路の利用交通量に応じ、次の表の設計速度の欄に掲げる値とします。

(単位 ; Km/h)

		セミトレー ラ連結車の 制限	高速道路から料 金所まで (料金所がない 場合の高速道路 から駐車場まで)	料金所から駐 車場まで	料金所から一般道路等まで 一般道路等 の設計速度	
本線・ラ ンプに 連結する 場合	下記以外の場合	なし	4 0	3 0	50km/h 以上	4 0
					40km/h 以下	3 0
		あり	4 0	3 0	50km/h 以上	4 0
					40km/h 以下	3 0
	本線設計速度 60 又は 80km/h かつ 全ての通路の一方 向交通量が1日1時 250 台／h 以下の 場合	なし	3 0	3 0	3 0	
		あり	3 0	3 0	3 0	
S A・P Aの駐車場に連結 する通路		なし	3 0 又は 2 0	3 0 又は 2 0	3 0	
		あり	3 0 又は 2 0	3 0 又は 2 0	3 0	

5) 交差方法

本線又はランプと通路等、通路等と通路等、通路等と一般道路等が相互に交差する場合の交差の方式は、立体交差とします。ただし、3) 通路等の規格 (a) 第1種及び第3種の道路口又はハ及び (b) 第2種の道路へ又はトに該当する通路等と通路等が相互に交差する場合にあっては、平面交差とすることができます。

6) 車線、幅員構成、建築限界等

通路等の車線数、車線の幅員、車線の分離、中央帯の幅員、路肩（側帯を含む）の幅員、建築限界、曲線部の拡幅については、通路等の規格等に応じ、「道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）Ⅲ道路の構造 第5章立体交差 5-4-4 インターチェンジの設計基準」に準ずるものとします。

ただし、E規格の通路等にあっては、「道路構造令」第3種第4級の道路の基準に準ずるものとし、曲線部では普通自動車が行き来できるよう拡幅するものとします。

7) 曲線半径、曲線部の片勾配等

通路の曲線半径、曲線部の片勾配、緩和曲線、視距、縦断勾配、縦断曲線、合成勾配については、通路等の設計速度に応じ、「道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）Ⅲ道路の構造 第5章立体交差 5-4-4 インターチェンジの設計基準」に準ずるものとします。

また、積雪寒冷地においては、冬季の交通の安全性に十分配慮しなければなりません。

8) 料金所広場の設計

料金所広場の設計は、「道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）Ⅲ道路の構造 第9章道路の附属施設 9-3-7 料金所」に準ずるものとします。

9) 誤進入車に対する対策

高速道路本線又はランプに連結する通路等の車種制限を行う場合は、誤進入車が高速道路本線等へ復帰できる構造とするものとします。また、通り抜け車線（高速道路利便施設の駐車場に自動車が進入する前に本線へ復帰できるよう通路相互を連結する専用通路）を設置する場合は、その規格はD規格とし、設計速度は30km/hとします。

10) 土工、舗装、橋梁等

次の(a)から(f)に掲げる要綱・指針、その他会社が採用している指針等に準ずるものとする。現行の要項・指針を適用することを基本とするが、それにより難しい場合は別途協議する。

(a) 土工

「道路土工要綱 平成2年（社）日本道路協会」

「道路土工 のり面工・斜面安定工指針 平成11年（社）日本道路協会」

「道路土工 排水工指針 昭和62年（社）日本道路協会」

「道路土工 土質調査指針 昭和61年（社）日本道路協会」

「道路土工 軟弱地盤対策工指針 昭和61年（社）日本道路協会」

「道路土工 擁壁工指針 平成11年（社）日本道路協会」

「道路土工 カルバート工指針 平成11年（社）日本道路協会」

「道路土工 仮設構造物工指針 平成11年（社）日本道路協会」

「地盤調査の方法と解説 平成16年（社）地盤工学会」

「土質試験の方法と解説 平成12年（社）地盤工学会」

(b) 舗装

「舗装の構造に関する技術基準・同解説（社）日本道路協会」に準ずるものとします。

(c) 橋梁・高架

「道路橋示方書・同解説 I 共通編、II 鋼橋編、III コンクリート編、IV 下部構造編、V 耐震設計編（社）日本道路協会」に準ずるものとします。

(d) 防護柵、視線誘導標、標識、道路標示及び区画線、

「道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）Ⅲ道路の構造 第9章道路の附属施設 9-2-2 防護柵、9-2-4 視線誘導標、9-3-1 道路標識、9-3-2 マーキング」に準ずるものとします。

(e) 照明施設

「道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）Ⅲ道路の構造 第9章道路の附属施設 9-2-3 照明施設」に準ずるものとします。

(f) 構造物の照査

橋・高架、擁壁及びカルバート等の工作物の新設又は改築にあたっては、必要な構造計算又は試験によってその構造が安全であることを確かめなければなりません。

11) 駐車場の構造等

(a) 駐車場の確保

高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすことのないよう、駐車需要に見合った規模の駐車場を確保しなくてはなりません。

(b) 構造及び設備

「駐車場法施行令第8条、第9条」に準ずるものとします。

12) その他

本要領に記載のない項目については、別途協議を行うものとします。

第2 事業者及び事業計画に関する審査基準について

(1) 欠格事由

イ 事業者である法人の役員（事業者が個人の場合は当該個人）が以下に該当するもの

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・破産者で復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・現に道路管理者、機構又は会社と係争中の者
- ・道路法等の悪質な違反者

(例)

- ・事故等により道路を損傷したことについて、国土交通大臣又は会社から原因者負担金の負担を命じ若しくは求めたにもかかわらず、滞納している者
- ・車両制限令違反を重ねている者

ロ 事業者である法人が以下に該当するもの

- ・現に道路管理者、機構又は会社と係争中の者
- ・道路法等の悪質な違反者

ハ 営業の実態等からみて社会的批判を受けるおそれのあるもの

(2) 審査の内容

イ 事業者の資力・信用及び事業の安定性

1. 事業経験・資金調達方法

- ・事業経験（※）
- ・資金調達方法

（※）事業承継した法人にあっては、前法人の事業年数も考慮するものとします。

2. 事業の実現性

- ・事業の実施体系（複数企業等との共同を含む）
- ・事業用地の取得状況（見込み）
- ・自治体等関係機関との調整状況

3. 収支計画・財務健全性等

- ・売上高、営業利益、経常利益
- ・利益率水準（売上高経常利益率、総資本経常利益率）

- ・総資産回転期間、固定資産回転期間
- ・流動資産比率、固定資産比率、自己資本比率

4. 事業計画の安定性

- ・事業規模、運営管理費用
- ・営業開始後の資金調達（金融機関借入）必要期間
- ・当該事業の利益率
- ・投資回収期間
- ・総資産に対する計画投資額の割合 等
- ・債務不履行時におけるリスク管理 等

ロ 地域との調和

- ・地元の事業者が営業者となるか
- ・地元事業者の活用等の地域経済への効果
- ・地元のまちづくり計画と整合しているか
- ・一般道路、生活道路に悪影響が生じないか
- ・地元の方がどの程度利用するか
- ・立地について目立った反対運動はないか
- ・立地について騒音・振動等近隣状況に支障はないか
- ・周辺の景観との調和は図れているか
- ・SDGs等に積極的に取り組んでいるか 等

ハ 利用者の利便性

- ・営業時間は適切か
- ・利用者数にあったトイレ（便器・便座数）であるか
- ・ユニバーサルトイレ、ベビーコーナーやバリアフリー等に配慮されているか
- ・多言語による施設の誘導や道路情報等の情報提供を行うか
- ・施設に対する利用者ニーズが高いか
- ・複数業種による多様なサービスが提供されるか
- ・取扱商品（地場産品を含む）は充実しているか
- ・利用の範囲が特定の利用者に限定されていないか
- ・地域防災活動等の公共貢献があるか
- ・高速道路利用者に独自の創意工夫によるサービスの提供が図られるか 等

ニ 高速道路事業への収益還元

- ・高速道路の利用者を増加させる効果はどうか
- ・災害時における利用者への食料提供など協力が出来るか 等

※全ての事項について審査するのではなく、必要な事項について審査をするものとします。

（3）審査への協力

審査の過程で必要となった資料の作成について事業者は協力するものとします。

4. 高速道路利便施設の連結に関する情報提供

(1) 新設又は改築が予定される S A・P A (以下「新設等 S A・P A」という。)における連結に関する情報提供

本省又は機構は、事業の進捗状況や地域の実情に配慮しつつ、新設等 S A・P A の関連情報等について、以下の通り、それぞれの時期に必要な情報をホームページ等で公表すること等により、連結に関する情報提供を行います。また、公表している情報について変更が生じた場合には、必要に応じて更新を行います。

なお、複数の道路管理者が施行する事業と組み合わせて整備する場合には、関係する道路管理者等において協議し、公表の時期、公表する主体等の調整を行った上で、当該情報提供を行うものとします。

① 道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 22 条第 1 項に基づく道路に関する工事の公告を行った時

- ・新設等 S A・P A の名称（仮称）
- ・路線名
- ・供用予定
- ・位置（市町村） 等

② 道路法第 18 条第 1 項若しくは高速自動車国道法第 7 条第 1 項に基づく高速道路の区域の決定又は地元説明会の実施等により、道路本体及び道路附属物の構造が公表された時

- ・新設等 S A・P A の名称
- ・路線名
- ・供用予定
- ・位置（地名、地番）
- ・規模
- ・道路管理者が建設及び管理する施設（駐車場、公衆便所、休憩所等）の概要
- ・高速道路の区域の決定に際して一般の縦覧に供する図面又はその写し若しくはそれに代わる図面 等

(2) 供用中の S A・P A における連結に関する情報提供

本省又は機構は、地域の実情に配慮しつつ、供用中の S A・P A の関連情報等について、以下の通り、必要な情報をホームページ等で公表すること等により、連結に関する情報提供を行います。また、公表している情報について変更が生じた場合には、必要に応じて更新を行います。

- ・名称
- ・路線名
- ・位置（地名、地番）
- ・規模
- ・道路管理者が管理する施設（駐車場、公衆便所、休憩所等）の概要

- ・ 占用主体又は連結主体が管理する施設（休憩所、商業施設、給油所、レクリエーション施設等）の概要
- ・ 道路法第 18 条第 2 項又は高速自動車国道法第 7 条第 2 項に基づき供用の開始に際して一般の縦覧に供した図面又はその写し若しくはそれに代わる図面（高速道路の区域の決定に際して一般の縦覧に供した図面等） 等

高速道路利便施設の連結に関する情報提供の例

路線名 (道路名)	名称	供用予定	位置	施設の規模及び概要	提供可能な図面	高速道路施設の現地問い合わせ先	申出
〇〇自動車道△△線 (□□自動車道)	〇〇PA上り線 (仮称)	平成〇〇年度	〇〇県△△市	—	—	NEXCO●日本 △△支社 □□部 ××課 (TEL)〇〇〇-△△△-××××(代表)	—
〇〇自動車道△△線 (□□自動車道)	〇〇PA下り線 (仮称)	平成〇〇年度	〇〇県△△市	—	—	NEXCO●日本 △△支社 □□部 ××課 (TEL)〇〇〇-△△△-××××(代表)	—
△△自動車道 (□□自動車道)	××PA上り線 (仮称)	平成△△年度	△△県□□市〇丁目××番	・駐車場15台程度 ・トイレ有	地元説明会の図面	NEXCO●日本 □□支社 〇〇部 △△課 (TEL)□□-×××-△△△△(代表)	—
△△自動車道 (□□自動車道)	××PA下り線 (仮称)	平成△△年度	△△県□□市〇丁目××番	・駐車場15台程度 ・トイレ有	地元説明会の図面	NEXCO●日本 □□支社 〇〇部 △△課 (TEL)□□-×××-△△△△(代表)	—
××自動車道〇〇線 (□□自動車道)	△△PA上り線	—	××県〇〇市〇丁目△△番	・駐車場15台程度 ・トイレ有	道路区域変更図	NEXCO●日本 ××支社 △△部 □□課 (TEL)××-〇〇〇-□□□□(代表)	—
××自動車道〇〇線 (□□自動車道)	△△PA下り線	—	××県〇〇市〇丁目△△番	・駐車場15台程度 ・トイレ有	道路区域変更図	NEXCO●日本 ××支社 △△部 □□課 (TEL)××-〇〇〇-□□□□(代表)	—

また、本省又は機構が社会的要請の高い施設を供用中の SA・PA に連結させる必要があると認める場合や、利便施設と隣接する供用中の SA・PA の土地の一部を当該利便施設又は他の利便施設に供する土地へ転用させても差し支えないと認める場合には、あらかじめ公募期間を設けて、ホームページ等で公表します。

(3) 連結手続きに関するスケジュール等の情報提供

本省又は機構は、連結の申出があった場合には、申出のあった連結を希望する施設の位置及び種類、当該申出に係る連結手続きに関するスケジュール（同一の場所における他の申出の受付期間、第三者委員会の開催予定時期等）その他必要な情報をホームページ等で公表すること等により、連結手続きに関する情報提供を行います。また、公表している情報について変更が生じた場合には、必要に応じて更新を行います。ただし、(2)により、すでに公募期間を設けている場合には、連結手続きに関するスケジュールの公表は省略しても差し支えありません。

(4) 情報の共有化

情報提供にあたっては、情報へのアクセス性・利便性を考慮し、必要に応じ、本省、機構及び会社の各主体がもつ関連情報の共有化を図るものとします。

(5) 事業者からの公表要望への対応

連結を検討している事業者から、公表している情報以外の情報提供を求められた場合には、事業者の参入促進を図るため、事業の進捗状況や地域の実情に配慮しつつ、公表が可能な情報であれば積極的に公表等するものとします。

5. 申出状況及び審査結果の公表・通知について

(1) 申出状況の公表について

申出があった場合、本省、機構及び会社の相談窓口にて、連結場所及び施設種類を記載した書類を備えて閲覧に付します。

(2) 審査結果の通知について

高速道路利便施設の連結予定者の決定後、すみやかに連結の申出者全員に選定・非選定の結果及び理由を通知します。

(3) 審査結果

高速道路利便施設の連結予定者が正式に連結許可を受けた段階で、本省、機構及び会社の相談窓口にて、選定された事業者の氏名・名称、選定結果、選定理由等を記載した書類を備えて閲覧に付します。

6. 通路等の整備手法

(1) 通路等の事業区分

高速道路と連結する通路等の整備にあたり、既存の高速道路区域や一般道路区域に高速道路利便施設に関連する施設の設置が必要となる場合、その施設の性格から高速道路区域に編入し機構・会社が維持管理を行うべきものがあります。高速道路区域に編入した場合は、事業者にて取得した敷地又は設置した施設は、機構又は会社に権原を設定することとします。

その整備手法等は、下表の通りを基本として、個別箇所の交通状況や周辺状況を勘案して機構が会社と適宜調整の上で決定することとします。

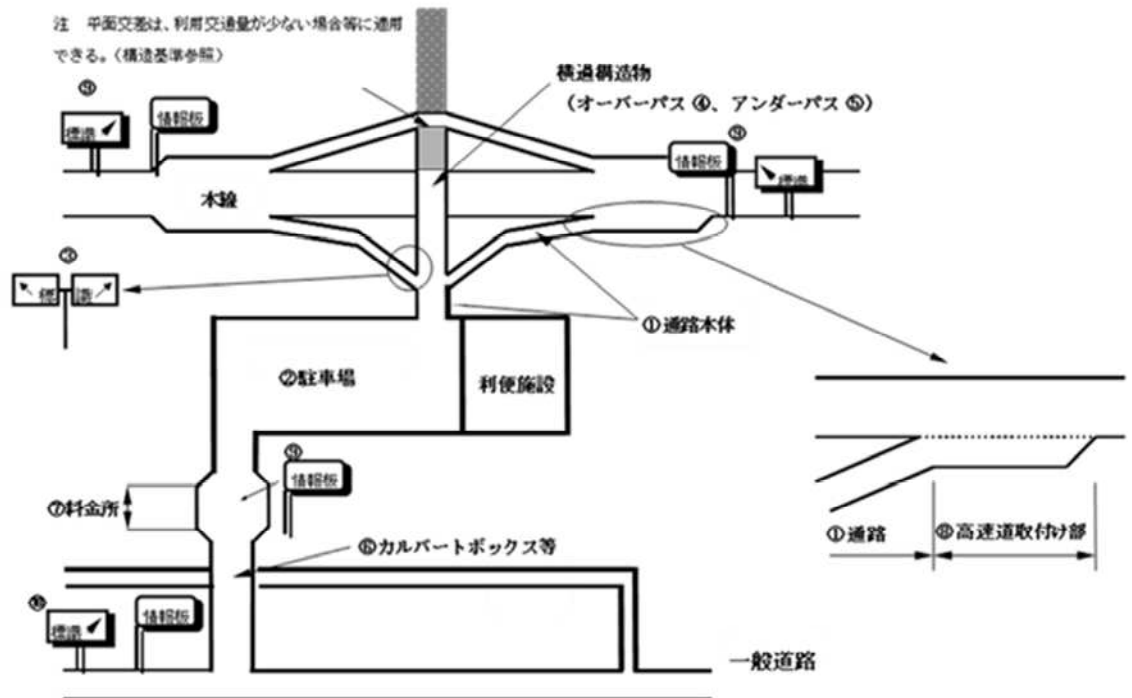
なお、事業者が建設又は維持管理を会社に委託しようとする場合は、あらかじめ会社との協議が必要となります。

【開放型】

開放型については料金所を設置し一般道路への車両の出入りが可能となるため、本線から一般道路まで一体となって道路管理を行う必要があります。

そこで、開放型については、事業者において下表の各施設を整備いただきますが、施設整備後に高速道路区域に編入し管理を行うこととなります。

イメージ図



一覧表

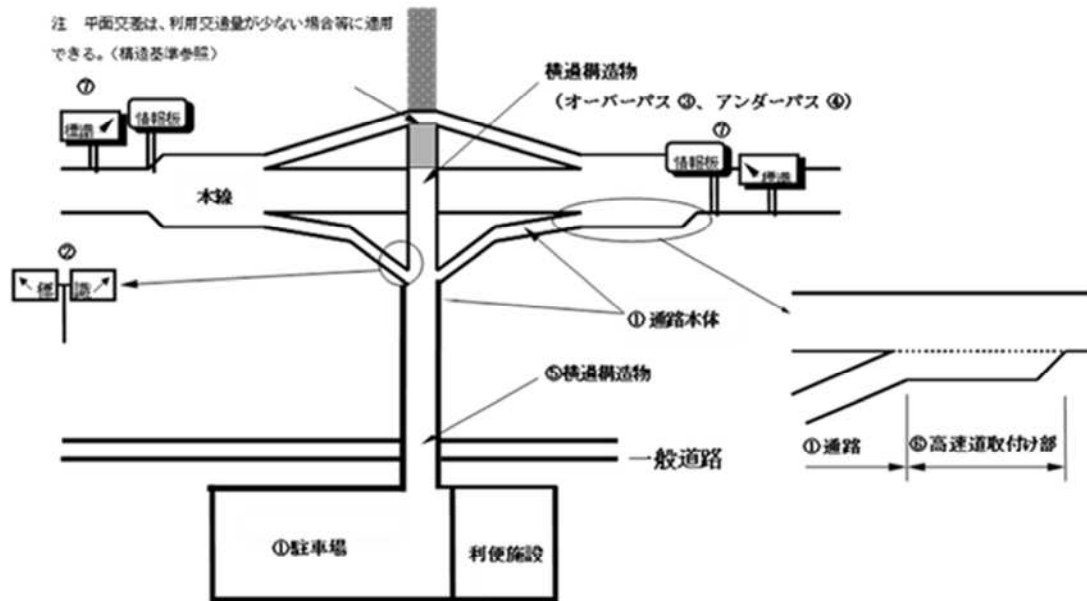
項 目	区域 (※1)	既存区域における 手続き	整備手法		備考 (財産の帰属等)
			建 設	維持管理	
①通路等本体 (舗装、土工、構造物等)	○	道路法第32条の占用 許可手続きが必要です。	事業者	事業者 (※2)	事業者
②駐車場 (舗装、土工、構造物等)	×	—			
③通路等に設置する標 識・照明等の附属施設	○	道路法第24条に基づ く承認工事又は道路法 第32条の占用許可手 続きが必要です。	事業者	会社又は 事業者 (※2)	機構又は 事業者
④高速道路を横過する構 造物	○	道路法第32条の占用 許可手続きが必要です。	事業者	事業者 (※2)	事業者
⑤高速道路と交差するカル バートボックス	○	道路法第24条の承認 工事手続きが必要です。	事業者	会社 (※2)	機構
⑥一般道路区域内に設置 する通路等（一般道路を 横過する構造物）	○	道路法第32条に基づ く占用許可の手続きが 必要です。（一般道路を 管理する道路管理者の 指示に従ってください）	事業者	事業者 (※2)	事業者
⑦料金所部分（料金所プ ース、建物、機械等の施 設、舗装等） （開放型及びUターン可 能な閉鎖型においては、 料金所が必要となります。 ）	○	道路法第24条に基づ く承認工事の手続きが 必要です。	事業者	会社 (※2)	敷地:既存区域内 は機構。それ以外 は事業者 施設:会社は無償 譲渡 舗装等:機構に無 償譲渡
⑧高速道路と通路等の取 付け部分（加速・減速車 線等） ※高速道路本線又はラン プの改良が必要となる場 合もあります。	○	道路法第24条の承認 工事手続きが必要です。	事業者	会社 (※2)	機構
⑨高速道路に設置する標 識・情報板・照明等の附 属施設 ※高速道路の既存施設の 改良が必要となる場合も あります。	○				
⑩一般道路に設置する標 識・情報板等の附属施設	○	道路法第24条に基づ く承認工事又は道路法 第32条の占用許可手 続きが必要です。（一般 道路を管理する道路管 理者の指示に従ってくだ さい）	事業者	会社又は 事業者 (※2)	機構又は 事業者

※1 既存区域内(高速道路または一般道路)に設置する場合または区域編入を行う場合は「○」

※2 費用は事業者の負担となります。

【閉鎖型】
イメージ図（本線に連結する場合）

イメージ図（本線に連結する場合）



一覧表

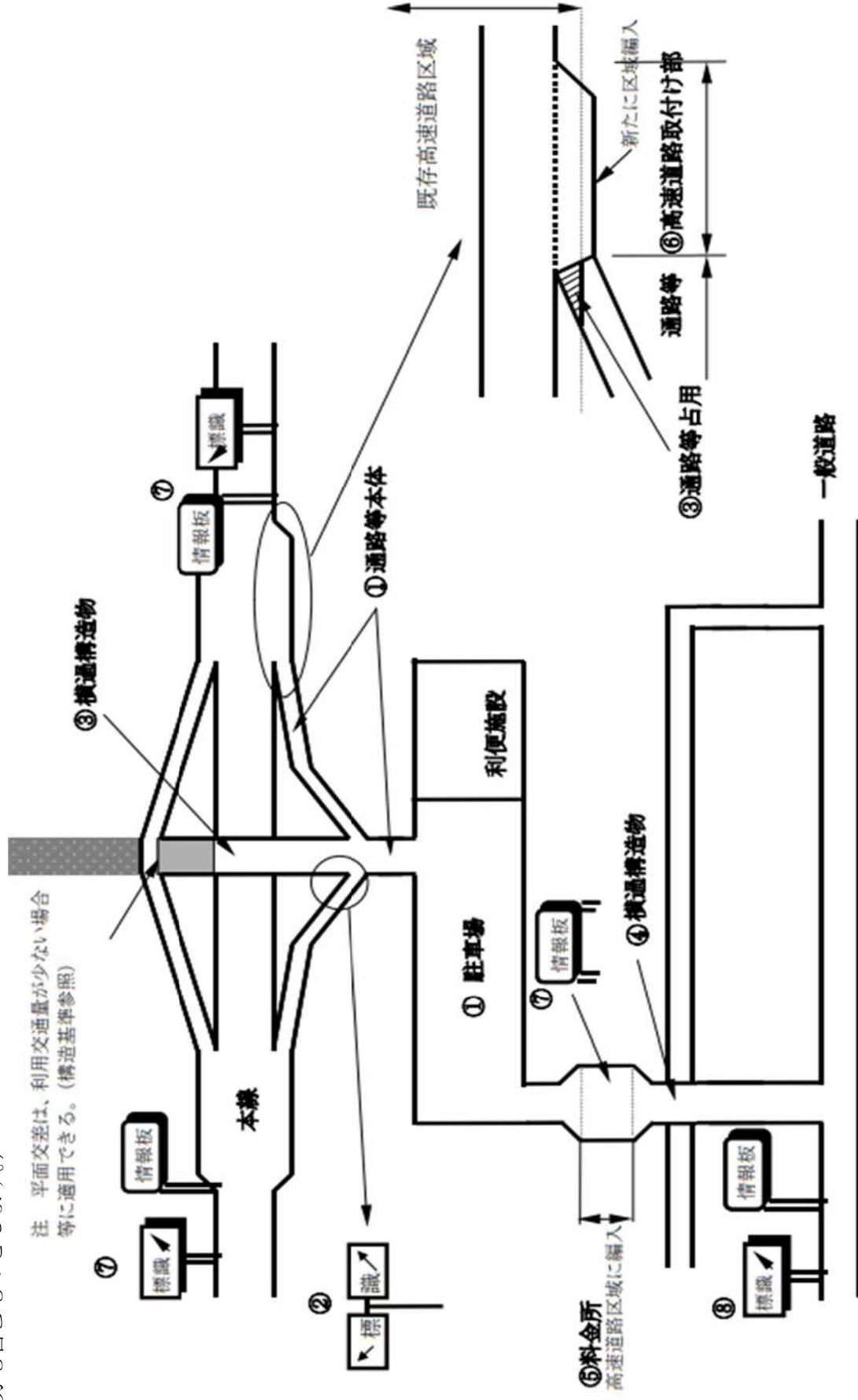
項 目	区域 (※1)	既存区域における 手続き	整備手法		備考 (財産の帰属等)
			建 設	維持管理	
①通路等本体及び駐車場 (舗装、土工、構造物等)	×	道路法第32条の占用 許可手続きが必要です。	事業者	事業者 (※2)	事業者
②通路等に設置する標 識・照明等の附属施設	×	—			
③高速道路を横過する構 造物	○	道路法第32条の占用 許可手続きが必要です。	事業者	事業者 (※2)	事業者
④高速道路と交差するカ ルバートボックス	○	道路法第24条の承認 工事手続きが必要です。	事業者	会社 (※2)	機構
⑤一般道路区域内に設置 する通路等（一般道路を 横過する構造物）	—	一般道路を管理する道 路管理者の指示に従っ てください	事業者	事業者 (※2)	事業者
⑥高速道路と通路等の取 付け部分（加速・減速車 線等） ※高速道路本線又はラン プの改良が必要となる場 合もあります。	○	道路法第24条の承認 工事手続きが必要です。	事業者	会社 (※2)	機構
⑦高速道路に設置する標 識・情報板・照明等の附 属施設 ※高速道路の既存施設の 改良が必要となる場合も あります。	○	道路法第24条に基づ く承認工事又は道路法 第32条の占用許可手 続きが必要です。	事業者	会社又は 事業者 (※2)	機構又は 事業者

※1 既存区域内(高速道路または一般道路)に設置する場合または区域編入を行う場合は「○」

※2 費用は事業者の負担となります。

(2) 通路等の費用負担

通路等の建設費、維持管理費、改良工事費（施設更新含む）等、連結に要する費用はすべて事業者の負担とします。（高速道路区域に編入した部分も含むものとします。）



7. 高速道路利便施設の維持管理に関する事項

(1) 維持管理の体制

高速道路利便施設を管理する者は、高速道路利便施設の維持管理に万全を期するため、維持管理に関する組織、職務内容等を定めるものとします。また、交通事故又は災害発生時その他交通が危険であると認められる場合などにおける緊急時の維持管理体制を確立するものとします。

(2) 高速道路利便施設の維持管理

高速道路利便施設を管理する者は、高速道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じることのないように、連結する高速道路の管理水準に基づき、定期的に高速道路利便施設の巡回その他の方法によりの確に把握し、並びに通行の支障となる損傷の修繕又は物件の除去を行うことその他の高速道路利便施設の適切な維持管理を行うものとします。

また、高速道路利便施設の維持管理（点検、清掃、情報管理、情報提供など）に関して効率化・機械化を図るためにデジタル技術を活用することも可能とします。

(3) 緊急時における措置

通路等を管理する者は、交通事故又は災害発生時その他交通が危険であると認められる場合においては、自動車の誘導その他の適切な危険防止の措置を講じるものとします。

(4) 通路等の開閉方法

通路等を管理する者は、通路等の開閉場所及び開閉方法については、高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないようにするものとします。

8. 連結料の額の基準及び徴収方法について

(1) 連結料の構成

連結料は、連結許可による連結した場合と連結がないとした場合との高速道路利便施設の敷地の純地代の差額（受益者負担部分）と連結したことにより増加する管理費用の実費（以下「追加管理費用額」といいます。）からなります。

※追加管理費用額の内訳

- ・加減速車線の道路清掃費、道路維持費、雪氷対策費
- ・標識、照明施設、情報板等の維持管理費
- ・料金徴収経費
- ・利便施設等の土地の時価の鑑定料
- ・公租公課 等

(2) 連結料の算定方法

1年間あたりの連結料は、以下の式に基づき算出します。

算式 $A \times (B + C \times 1/2) + D$

A：（連結した後の利便施設等の敷地の1㎡あたりの※純地代－連結がないとした場合の利便施設等の敷地の1㎡あたりの※純地代） $\times 1/2$

B：利便施設等の敷地面積（高速道路と連絡する駐車場敷地を除く）

C：高速道路と連絡する駐車場の敷地面積

D：連結したことにより増加する管理費用額

※純地代の差額の算定方法

連結した場合と連結がないとした場合について、下記の3手法を勘案して純地代を求め、「連結した場合の純地代－連結がないとした場合の純地代」により算定します。

その際、積算法を基本としつつ、賃貸事例比較法及び収益分析法を使用できる場合は、これらを勘案します。

①積算法

近傍類似の土地の時価 $\times$ 期待利回り（期待利回りは2%とします。）

②賃貸事例比較法

近傍類似の土地の純地代から算定される推定の純地代

③収益分析法

利便施設等の売上高 $\times$ 近傍類似地の純賃料 $\div$ 売上高

(3) 連結料の徴収方法

①追加管理費用額以外（受益者負担部分）

機構が発行する納入告知書に基づき、連結許可日から3ヶ月以内に初年度分を一括して徴収します。

2年度以降は、当該年度分を6月30日までに徴収します。

②追加管理費用額

機構が発行する納入告知書に基づき、2年度以降、前年度分を6月30日までに徴収し、最終年度は、連結期間満了日の翌日から3ヶ月以内に最終年度分を徴収します。

(4) 連結料の見直し

積算法の近傍類似の土地の時価については、原則として5年毎に見直しを行うこととし、

その間に情勢の著しい変動により必要が生じた場合にはその時点で見直しを行うこととします。

9. 連結許可条件

連結許可にあたっては、高速道路の構造を保全し、その安全かつ円滑な交通を確保するために、連結許可を受けた者（以下「連結者」という。）に対し、次のような条件を付すものとします。（条件が変更される場合やこれら以外の条件が付加される場合があります。）

ここでは、高速自動車国道「閉鎖型」の場合について記載しております。

（１）高速道路利便施設の工事について

- ①連結者は、工事に伴い都市計画法上の開発許可等他の法令の許認可が必要な場合は、この許認可を受けなければ工事に着手しないこと。
- ②連結者は、通路等上に交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、又は物件を設置しないこと。
- ③連結者は、高速道路利便施設が高速道路区域に接続する部分の工事については、道路法第24条の規定に基づき別途機構の承認を受けること。
- ④連結者は、高速道路区域内における利便施設等の営業等のための構築物（通路、料金所、照明、標識、情報板等）の設置については道路管理者の基準によるとともに、道路法第24条又は第32条の規定に基づき別途機構の承認又は許可を受けること。

（２）高速道路利便施設の維持管理について

- ①連結者は、高速道路利便施設における緊急事態が発生し、又はその連絡を受けた場合に備え、緊急連絡体制図を作成するとともに、事象が生じたときは、これによりすみやかに機構又は会社へ連絡すること。
- ②連結者は、定期的に高速道路利便施設の巡回及び保守点検を行うとともに、利用者の通行又は利用の支障となる損傷を修繕又は物件の除去をし、当該施設の適切な維持管理を行うこと。
- ③連結者は、通路等における渋滞の発生その他の交通障害を防止するための措置を講じること。
- ④連結者は、著しい交通渋滞が生じることその他の理由により高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがある場合には、通路等の閉鎖その他の適切な措置を講じること。また、機構又は会社の指示があった場合は、すみやかにその指示に従うこと。
- ⑤連結者は、通路等を開閉する日時を機構又は会社に通知するとともに、緊急時において、開閉する日時を変更する場合には機構又は会社に連絡すること。
- ⑥連結者は、通路等の開閉場所及び開閉方法について機構又は会社とあらかじめ協議すること。
- ⑦連結者は、通路等を開閉する場合の情報提供方法については、機構又は会社の指示に従うこと。
- ⑧連結者は、本連結に起因して高速道路を破損し、又は破損するおそれのある場合は、機構又は会社の指示する工法により修復し、又は相当の措置を講じるとともに、その費用は連結者において負担すること。
- ⑨連結許可を受けた通路等により高速道路に連絡する施設は、道路及び通路等の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないよう適切に維持、管理すること。

（３）高速道路利便施設等の変更について

- ①高速道路利便施設について、連結許可申請書（添付書類を含む）の記載事項を変更しようとする場合は、変更許可申請に先立ち会社を経由して機構等にその旨を申し出ること。
- ②連結許可を受けた通路等により高速道路に連絡する施設について、連結許可申請書（添付

書類を含む)の記載事項を変更しようとする場合は、あらかじめ会社を経由して機構にその旨を届け出ること。

- ③連結許可を受けた通路等により高速道路に連絡する施設を変更する場合(許可を受けた者と異なる者が施設を追加等する場合を含む)には、高速道路及び通路等の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないようにすること。

(4) 道路管理上の協力義務等について

- ①連結者は、道路管理の必要上、機構又は会社が行う高速道路利便施設の立入りについては、これを容認し、かつ妨げないこと。
- ②連結者は、高速道路の通行規制にあたり機構又は会社が協力を求めた場合は、高速道路本線の通行規制に関する情報を提供し、利便施設等内の車両に対して、高速道路本線への車両の流出誘導又は流出抑制など必要な措置を講じること。
- ③災害その他不可抗力によって高速道路が破損し、若しくは破損するおそれがあり、又は高速道路本線上において交通事故等が発生した場合、高速道路の通行を禁止又は制限することより生じる利便施設等に係る連結者の受ける損害については、機構及び会社はその責を負わないものとする。
- ④会社が行う高速道路を維持、修繕するための工事等については、連結者はこれを容認しかつ妨げないものとし、当該期間中の利便施設等に係る連結者の受ける損害については、機構及び会社はその責を負わないものとする。
- ⑤高速道路と連絡する通路等の部分が、災害その他不可抗力によって破損し、又は破損するおそれがあり、高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがある場合は、連結者は、機構又は会社と協議の上、すみやかに復旧等の措置を講じること。
- ⑥機構が道路工事又は道路管理の必要上、連結許可を取り消し、若しくはその効力を停止し、又は高速道路利便施設の変更等を求めたときは、連結者はこれに従うとともに、そのための費用は連結者において負担すること。

(5) 連結期間満了時等の措置について

- ①連結許可期間満了後においても、引き続き連結しようとする場合は、期間満了日の3箇月前までに、会社を経由して機構に更新の申請を行いその許可を受けること。
- ②連結者は、連結許可期間が満了する前に連結を廃止する場合は、廃止日の3箇月前までに機構に廃止届を提出すること。
- ③連結期間が満了したとき又は連結を廃止したときは、連結者において機構の指示する場所を機構の指示する工法により、原状回復等の措置を講じること。

(6) その他

- ①連結者は、高速道路利便施設を変更(②に掲げる軽微な変更は除く。)しようとする場合は、あらかじめ会社を経由して機構に協議すること。
- ②連結者は、高速自動車国道法第11条の2第5項で定める通路等の軽微な変更をしようとするときは、遅滞なくその内容を会社を経由して機構に届け出ること。
- ③連結者は、本連結に起因して、機構、会社又は第三者に損害を与えた場合、又は第三者から苦情等があった場合は、連結者において損害賠償、苦情処理等の措置を講じること。
- ④連結者は、氏名若しくは名称又は所在地を変更した場合は、遅滞なく会社を経由して機構に届け出ること。
- ⑤連結者は、利便施設等の営業時間を変更し、又は営業を休止する場合は、会社を経由して機構に報告すること。
- ⑥利便施設等の駐車場の混雑が恒常的であり、高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがある場合には、連結者は、駐車場の拡張等必要な措置を講じること。

10. 施設、連結形態等の変更手続

利便施設等を譲渡する場合、通路等の構造を変更する場合、高速道路利便施設の種別又は規模を変更する場合その他連結許可申請書（添付書類を含む）の記載事項に変更を生じる場合には、連結許可、変更許可、承認又は届出が必要になります。

ここでは、高速自動車国道における変更の主なものについて記載しております。

区分	変更内容	事業区分	権限者	手続き
利便施設等の事業形態の変更	閉鎖型から開放型への変更	閉鎖型 →開放型	国土交通大臣	許可施設の廃止及び連結許可
利便施設等の種類の 変更	休憩所からレクリエーション施設への変更等	開放型 閉鎖型	国土交通大臣 機構	許可施設の廃止及び連結許可
利便施設等の構造又は規模の変更	利便施設等の拡張又は新たな施設の追加（通路等の新たな連結が伴うもの）	開放型	国土交通大臣	利便施設等の構造の変更許可及び通路等の連結許可
		閉鎖型	機構	
	利便施設等の拡張又は新たな施設の追加（通路等の新たな連結が伴わないもの）	開放型	国土交通大臣	利便施設等の構造の変更
		閉鎖型	機構	
通路等の構造変更	軽微なもの（幅員、線形若しくは勾配又は駐車場の規模若しくは構造の変更を伴わないもの）	開放型	国土交通大臣	届出
		閉鎖型	機構	
	上記以外の変更	開放型	国土交通大臣	変更許可
		閉鎖型	機構	
高速道路利便施設の全部又は一部譲渡		開放型	国土交通大臣	承認（譲渡の形態により、連結許可等）
		閉鎖型	機構	
高速道路利便施設の相続、合併又は分割	一般承継人による地位の承継	開放型	国土交通大臣	届出
		閉鎖型	機構	

※上記以外の変更を行おうとする場合は、その都度、協議するものとします。

※「高速道路利便施設の全部又は一部譲渡」の「手続き」欄に記載する「連結許可等」とは、廃止、連結許可又は変更許可が組み合わさる場合をいいます。

※自動車専用道路における施設、連結形態等の変更手続について

- ・「権限者」は、機構となります。
- ・「利便施設等事業形態の変更」（閉鎖型→開放型）の「手続き」は、「利便施設等の構造又は規模の変更」のとり取り扱うことが可能です。

1 1. その他

(1) 事業間調整による効率的な事業の推進

事業者及び会社は、適宜必要な連絡、調整を行うことにより、各事業を効率的に進めるものとしします。

(2) 事業者の施設設置等に伴う費用負担

事業者の施設設置等に伴い、駐車場、トイレ等の道路施設や、浄化槽、電気室等の共用付帯設備について費用負担が発生する場合、事業者は、会社と協議の上、応分の負担をするものとしします。

(3) 受委託に関する事項

事業者が建設又は維持管理を会社に委託しようとする場合は、あらかじめ会社との協議が必要となります。

受委託の実施に当たっての詳細な事項については、会社との間で契約を締結することとなります。

(4) 監督処分及び許可の取り消しについて

高速道路の交通の安全性・円滑性を確保するために、本省又は機構は、道路法及び高速自動車国道法の規定や連結許可の際に付した連結許可条件に違反している事業者に対して、連結許可の取り消し、効力の停止、行為若しくは工事の中止、道路の原状回復等を命ずること（以下「監督処分」といいます。）があります。

例えば、連結者の倒産により利便施設等又は通路等の管理が適正に行われない事態が生じた場合、連結許可を取り消し、出入口の閉鎖を行うとともに原状回復を求める等の監督処分を行うこととなります。

また、道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合、道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合にも、本省又は機構は、監督処分を行うことがあります。

なお、監督処分による連結許可の取り消しは道路法第72条の損失補償の対象にはなりません。

(5) 利便施設等の閉鎖（廃業）について

①連結者は、利便施設等を閉鎖（廃業）する場合には、その3か月前に本省又は機構に対して廃止届を提出しなければなりません。

②廃止届の提出にあたっては、連結者が設置した高速道路利便施設その他高速道路外に設置する案内看板等の関連する施設（以下、「高速道路利便施設等」といいます）に関する撤去や原状回復等の措置に関する計画を添付するものとしします。

なお、連結者が高速道路外に案内看板等の関連する施設を設置している場合は、連結者がその設置許可者等に対して撤去や原状回復等の措置に関する調整をしなければなりません。

③閉鎖（廃業）に関する高速道路利用者への広報も連結者の責任及び費用負担によって行っていただきます。

④廃止届の提出後、連結者の責任及び費用負担によって、高速道路利便施設等を閉鎖するとともに、施設の撤去や原状回復等の措置を講じていただきます。

なお、道路区域に設置している高速道路利便施設については、連結者は本省又は機構の指示に従うものとしします。連結者が正当な理由なく撤去や原状回復等の措置を行わないときは、監督処分により機構又は会社は連結者に代わって当該施設を処分等することがあります。

す。この場合においては、連結者は機構又は会社が行った撤去や原状回復等の措置に要した費用をすべて負担しなければなりません。

⑤連結者に関して破産法による破産手続開始の申立て又は会社法に基づく特別清算の申立てがあった場合には、本省又は機構に対して廃止届の提出があり、正当な理由なく撤去や原状回復等の措置を行わない場合とみなして前項の規定を適用します。

⑥なお、管理を適正に行う能力を有する者が機構の承認を受けて高速道路利便施設等を譲り受ければ、連結許可に基づく地位を承継し、高速道路利便施設を存続させることができます。その場合、事業者は地位承継の3か月前までにその旨を機構に申請しなければなりません。

(6) 交通管理者との協議

連結予定者決定後の通路等の詳細設計にあたり、高速道路の管理者及び事業者は、交通管理者（所轄の公安委員会）に通路等の構造、交通運用等について協議することになります。

なお、会社は、通路等や料金所部分に関して技術的助言を行うとともに、機構は、高速道路区域内の区画線、情報提供装置や料金所との接続に係る協議をする必要があります。

(7) その他

本要領に記載のない事項については、別途協議し決定するものとします。

1 2. 相談窓口及び実施要領の配付場所

国土交通省、機構及び会社では、事業者の皆様へ高速道路利便施設の連結の仕組み等をご紹介しますと共にご相談等に応じていくため相談窓口を設置しております。

皆様の事業活動にお役に立てればと考えておりますので、是非ご利用下さい。

なお、相談窓口において、本実施要領を受け取ることができます。

◇ 相談窓口

都道府県名	相談窓口
北海道	国土交通省北海道開発局 建設部 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 第一合同庁舎 道路計画課 TEL 011-709-2311(代表)
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	国土交通省東北地方整備局 道路部 〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 路政課 TEL 022-225-2171(代表)
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県	国土交通省関東地方整備局 企画部 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 広域計画課 TEL 048-601-3151(代表)
新潟県、富山県、石川県	国土交通省北陸地方整備局 企画部 〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 広域計画課 TEL 025-280-8880(代表)
静岡県、岐阜県、愛知県、 三重県	国土交通省中部地方整備局 企画部 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 広域計画課 TEL 052-953-8119(代表)
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	国土交通省近畿地方整備局 企画部 〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 大阪合同庁舎1号館 広域計画課 TEL 06-6942-1141(代表)
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	国土交通省中国地方整備局 企画部 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30

	広島合同庁舎 2 号館 広域計画課 TEL 082-221-9231(代表)
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	国土交通省四国地方整備局 企画部 〒760-8554 高松市サンポート 3-33 広域計画課 TEL 087-851-8061(代表)
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	国土交通省九州地方整備局 企画部 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎 広域計画課 TEL 092-471-6331(代表)
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 〒900-8530 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 道路建設課 TEL 098-866-0031(代表)

国土交通省 道路局 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 有料道路課 TEL 03-5253-8111 (代表)
独立行政法人日本高速道路保有債務・返済機構 〒220-0011 横浜市西区高島 1-1-2 横浜三井ビルディング 5 階 総務部管理課 TEL 045-228-5962 (直通) 〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 3-5-7 御堂筋本町ビル 4F 関西業務部管理課 TEL 06-6265-9360 (直通)

東日本高速道路株式会社	
本社 管理事業本部 管理事業統括課 建設事業本部 建設事業統括課	〒100-8979 千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング TEL 03-3506-0111(代表)
北海道支社 総合企画部 総合企画課	〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 TEL 011-896-5211(代表)
東北支社 総合企画部 総合企画課	〒983-8477 仙台市宮城野区榴岡 1-1-1 JR 仙台イーストゲートビル TEL 022-395-4002(代表)
関東支社 総合企画部 総合企画課	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 大宮 JP ビルディング TEL 048-631-0001 (代表)
新潟支社 総合企画部 総合企画課	〒950-0917 新潟市中央区天神 1-1 新潟プラーカ 3 TEL 025-241-5111(代表)
首都高速道路株式会社 営業企画部 道路管理課	〒100-8930 千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル TEL 03-3502-7311(代表)
東京西局 道路管理課	〒102-0093 千代田区平河町 2-6-13 TEL 03-3264-8201 (代表)
東京東局 道路管理課	〒103-0015 中央区日本橋箱崎町 43-5 TEL 03-5640-4810 (代表)
神奈川局 道路管理課	〒220-0012 横浜市西区みなとみらい 3-2-9

	TEL 045-307-0500 (代表)
中日本高速道路株式会社 建設企画本部 高速道路計画課 保全企画本部 道路管理課 名古屋支社 総務企画部 企画調整課 保全・サービス事業部 道路管理課 東京支社 総務企画部 企画調整課 保全・サービス事業部 道路管理課 八王子支社 総務企画部 企画調整課 高速道路事業部 道路管理課 金沢支社 総務企画部 企画調整課 高速道路事業部 道路管理課	〒460-0003 名古屋市中区錦 2-8-19 三井住友銀行名古屋ビル TEL 052-222-1620 (代表) 〒460-0003 名古屋市中区錦 2-8-19 三井住友銀行名古屋ビル TEL 052-222-1181 (代表) 〒105-6011 東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー TEL 03-5776-5600 (代表) 〒192-8648 八王子市字津木町 231 TEL 042-691-1171 (代表) 〒920-0365 金沢市神野町東 170 TEL 076-240-4930 (代表)
西日本高速道路株式会社 保全サービス事業部 管理課 関西支社 保全サービス事業部 管理課 中国支社 保全サービス事業部 管理課 四国支社 保全サービス事業部 管理課 九州支社 保全サービス事業部 管理課	〒530-0003 大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ TEL 06-6344-4000 (代表) 〒567-0871 大阪市茨木市岩倉町 1-13 TEL 06-6344-8888 (代表) 〒730-0103 広島市安佐南区緑井 2-26-1 TEL 082-831-4111 (代表) 〒760-0065 高松市朝日町 4-1-3 TEL 087-823-2111 (代表) 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 3-13-15 TEL 092-260-6111 (代表)
阪神高速道路株式会社 営業部 道路管理課 大阪管理部 道路管理課 神戸管理・保全部 道路管理・環境対策課	〒530-0005 大阪市北区中之島 3-2-4 中之島フェスティバルタワー・ウエスト TEL 06-6203-8888 (代表) 〒552-0006 大阪市港区石田 3-1-25 TEL 06-6576-3881 (代表) 〒650-0041 神戸市中央区新港町 16-1 TEL 078-331-9801 (代表)
本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 4-1-22 アーバンエース三宮ビル TEL 078-291-1000 (代表) 〒655-0852 神戸市垂水区名谷町 549

	TEL 078-709-1296(代表)
鳴門管理センター	〒772-0053 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛 18 TEL 088-687-2166(代表)
岡山管理センター	〒701-0304 岡山県都窪郡早島町早島 2985 TEL 086-483-1100(代表)
坂出管理センター	〒762-0025 坂出市川津町下川津 4388-1 TEL 0877-45-5511(代表)
しまなみ尾道管理センター	〒722-0073 尾道市向島町 6904 TEL 0848-44-3700(代表)
しまなみ今治管理センター	〒794-0072 今治市山路 751-2 TEL 0898-23-7250(代表)

○道路法に基づく連結許可申請書

連結許可（更新）申請（連結申出）書

道路法第 4 8 条の 5 の規定に基づき、自動車専用道路と道路法第 4 8 条の 4 第 号に掲げる施設との連結の許可（の更新）を申請します。（連結を希望します。）	
年 月 日	
独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 理事長 ○ ○ ○ ○ 殿	
許可申請者 住 所 氏 名	
印	
1. 自動車専用道路の路線名	
2. 連結位置	
3. 連結予定施設	
4. 連結を必要とする理由（通路等により連絡する施設が利便施設等に該当する理由を含む。）	
5. 連結のために必要な工事に要する費用の概算額	
6. 工事着手予定年月日	年 月 日
7. 工事完了予定年月日	年 月 日
8. 連結する期間	
9. 利便施設等の設計の概要	
10. 利便施設等の事業計画及び資金計画	
11. 通路等の交通量の見込み及びその算出根拠	
12. 通路等の施設の維持管理の計画	
13. その他必要な事項	

記載要領

1. 申出（申請）者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 「連結位置」の欄には地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
3. 「連結予定施設」の欄には、連結予定施設の種類（ショッピングセンター、展示場、テーマパーク等）及び名称を記載すること。
4. 「連結を必要とする理由」の欄には、相当数の者が自動車専用道路を通行して利用すると見込まれる利便施設等に該当する理由を記載すること。
5. 「連結のために必要な工事に要する費用の概算額」の欄には、利便施設等及び通路等に必要な全体工事の概算額約〇〇億円を記載する。
6. 「利便施設等の設計の概要」の欄には、敷地面積、建築面積、駐車場面積、駐車台数（通路等の連結の場合は、通路の延長、幅員も含む。）などの主な諸元を記載すること。
7. 「利便施設等の事業計画及び資金計画」の欄には、事業計画の概要及び資金計画（別添様式）を記載すること。なお、連結の更新を予定している場合は、全体の資金計画を記載すること。
また、通路等の連結の場合は、通路等の工事費、用地費及び維持管理費の内訳も資金計画書に記載すること。
8. 「通路等の維持管理の計画」の欄には、維持管理の体制、通路等の維持管理方法（巡回の頻度、主な点検項目、維持修繕の内容、作業の実施時間、作業中の交通対策）、緊急時等における措置（交通事故、渋滞、落下物、故障車両、災害時）、通路の開閉方法などを記載すること。
9. 「その他必要な事項」の欄には、次の事項を記載すること。
 - ①道路法第48条の4第2号に掲げる施設（利便施設等）及び同条第3号に掲げる通路その他の施設（通路等）を設けることについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況。
 - ②高速道路利便施設を介して自動車専用道路から一般道路等に自動車が出入りできる構造とする場合には、当該一般道路等の路線名等。

○高速自動車国道法に基づく連結許可申請書

連結許可（更新）申請（連結申出）書

高速自動車国道法第 11 条の 2 の規定に基づき、高速自動車国道と高速自動車国道法第 11 条第 号に掲げる施設との連結の許可（の更新）を申請します。（連結を希望します。） 年 月 日 国土交通大臣 ○○○○ 殿（注） 許可申請者 住 所 氏 名 印	
1. 高速自動車国道の路線名	
2. 連結位置	
3. 連結予定施設	
4. 連結を必要とする理由（通路等により連絡する施設が利便施設等に該当する理由を含む。）	
5. 連結のために必要な工事に要する費用の概算額	
6. 工事着手予定年月日	年 月 日
7. 工事完了予定年月日	年 月 日
8. 連結する期間	
9. 利便施設等の設計の概要	
10. 利便施設等の事業計画及び資金計画	
11. 通路等の交通量の見込み及びその算出根拠	
12. 通路等の維持管理の計画	
13. その他必要な事項	

（注）閉鎖型の施設の場合、機構理事長宛てとする。

記載要領

1. 申出（申請）者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 「連結位置」の欄には地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
3. 「連結予定施設」の欄には、連結予定施設の種類（ショッピングセンター、展示場、テーマパーク等）及び名称を記載すること。
4. 「連結を必要とする理由」の欄には、相当数の者が高速自動車国道を通行して利用すると見込まれる利便施設等に該当する理由を記載すること。
5. 「連結のために必要な工事に要する費用の概算額」の欄には、利便施設等及び通路等に必要な全体工事の概算額約〇〇億円を記載する。
6. 「利便施設等の設計の概要」の欄には、敷地面積、建築面積、駐車場面積、駐車台数（通路等の連結の場合は、通路の延長、幅員も含む。）などの主な諸元を記載すること。
7. 「利便施設等の事業計画及び資金計画」の欄には、事業計画の概要及び資金計画（別添様式）を記載すること。なお、連結の更新を予定している場合は、全体の資金計画を記載すること。また、通路等の連結の場合は、通路等の工事費、用地費及び維持管理費の内訳も資金計画書に記載すること。
8. 「通路等の維持管理の計画」の欄には、維持管理の体制、通路等の維持管理方法（巡回の頻度、主な点検項目、維持修繕の内容、作業の実施時間、作業中の交通対策）、緊急時等における措置（交通事故、渋滞、落下物、故障車両、災害時）、通路等の開閉方法などを記載すること。
9. 「その他必要な事項」の欄には、次の事項を記載すること。
 - ①高速自動車国道法第11条第2号に掲げる施設（利便施設等）及び同条第3号に掲げる通路その他の施設（通路等）を設けることについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況。
 - ②高速道路利便施設を介して高速自動車国道から一般道路等に自動車が出入りできる構造とする場合には、当該一般道路等の路線名等。

資金計画書

1. 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額
収入	事業収入 その他収入 ○ ○ ○ 計	
支出	工事費 通路等建設費 利便施設等建設費 用地費 通路等用地費 利便施設等用地費 附帯工事費 維持管理費 通路等維持管理費 利便施設等維持管理費 一般管理費 借入金利息 連結料 ○ ○ ○ 計	
利益		

2. 年度別資金計画

(単位 千円)

科 目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費 工事費 通路等工事費 利便施設等工事費 用地費 通路等用地費 利便施設等用地費 附帯工事費 維持管理費 通路等維持管理費 利便施設等維持管理費 一般管理費 借入金利息 借入償還金 連結料 ○ ○ ○ 計					
収 入	自己資金 借入金 ○ ○ ○ 事業収入 その他収入 ○ ○ ○ 計					
借入金の借入先						

高速道路利便施設等の連結許可（更新）申請（申出）に係る提出書類一覧

必要書類	連結 申出時	連結許可 申請時
申請（申出）書類 〔記載事項〕		
1 高速道路の路線名	○	○
2 連結位置	○	○
3 連結予定施設	○	○
4 連結を必要とする理由	○	○
5 連結のために必要な工事に要する費用の概算額	○	○
6 工事着手予定年月日	○	○
7 工事完了予定年月日	○	○
8 連結する期間	○	○
9 利便施設等の設計の概要	○	○
▪ 施設配置図（1／2500 以上）	○	○
▪ 駐車場計画図（1／500 以上）	○	○
▪ 通路等主要構造物図 （一般図：側面図・平面図 1／500 以上・横断図 1／200 以上）	○	○
▪ 標識等配置計画図（1／1000 以上）		○
▪ 通路附属施設計画図（1／1000 以上）		○
10 利便施設等の事業計画及び資金計画	○	○
11 通路等の交通量の見込み及びその算出根拠	○	○
12 通路等の維持管理の計画	○	○
13 その他必要な事項		
▪ 次に掲げる書類	○	○
以下のイ～ニのうちから選択		
イ 申請者が法人		
(1) 定款又は寄付行為		
(2) 法人の登記簿謄本		
(3) 事業概要書並びに役員の名簿及び履歴書		
(4) 直近 3 期分の貸借対照表・損益計算書及びそれぞれの明細、並びに納税証明書		
(5) 資格を要する業種にあってはその免許の写し		
ロ 申請者が法人を設立しようとするもの		
(1) 定款又は寄付行為		
(2) 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書		
(3) 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは株式の引受又は募集の計画書		
ハ 申請者が法人格なき組合		
(1) 組合契約書の写し		
(2) 組合員の名簿及び履歴書		
(3) 組合の資産目録		
(4) 直近 3 期分の決算関係書類に該当するもの及び納税証明書		
(5) 資格を要する業種にあってはその免許の写し		

ニ 申請者が個人 (1)戸籍抄本又はこれに類する書類 (2)履歴書 (3)資産目録 (4)直近3期分の納税証明書の写し 添付図面 ① 位置図 ・位置図 (1/50000 以上) ② 平面図 ・通路等平面図 (1/1000 以上) ③ 縦断面図 ・通路等縦断面図 (水平方向 1/500 以上、垂直方向 1/100 以上) ④ 横断定規図 ・通路等横断定規図 (1/100 以上)		
	○	○
	○	○
	○	○
	○	○

※必要に応じて、業界事情、申出者の取引状況等について、審査の段階でヒアリングさせて頂く場合があります。

添付図面で明示すべき事項

図面の種類	明示すべき事項
イ 位置図	縮尺、方位、利便施設等の位置及び目標となる地物、隣接する連結施設・休憩施設・乗合旅客自動車停留施設
ロ 施設配置図	縮尺、方位、地形、利便施設等及び通路等の敷地の境界、予定建築物等の敷地の形状と用途、通路等の位置及び形状、通路等主要構造物の位置及び形状
ハ 通路等平面図	縮尺、方位、地形、通路等が連結する高速道路の位置、通路の中心線の線形要素、測点（測点は 10 メートル毎とし測点番号は 100 メートル毎に一連番号をつける）、変速車線、屈折車線、非常駐車帯、橋梁の位置・形式・幅員・延長・橋脚の位置、トンネルの位置・延長、横断構造物の形式・幅員・高さ・延長、側道・付替道路水路の幅員・延長、擁壁・特殊のり面工の高さ・延長又は面積、料金徴収施設、用地幅線
ニ 通路等縦断面図	縮尺、縦断線形及び地盤線、測点、橋梁・トンネル・横断構造物の位置・形式・幅員・延長、交差道路・鉄道・河川等の物件の位置及び高さ、縦断線形要素の数値
ホ 通路等横断定規図	縮尺、通路等の幅員構成、舗装断面構成、中央分離帯及び路肩構造、のり面こう配、（切土・盛土・橋りょう・トンネル・付加車線区間等幅員構成の異なる毎に作成）
ヘ 通路等主要構造物図	縮尺、橋・高架橋・跨道橋・かん渠等通路を構成する主要な構造物の一般図（側面図、横断面図、平面図、土質柱状図、河川・道路等の交差位置及び建築限界、設計条件、主要材料の許容応力度）
ト 駐車場計画図	縮尺、方位、駐車まず、駐車場内通路
チ 標識等配置計画図	縮尺、方位、配置する標識等の位置、型式及び標示
リ 通路等付属施設計画図	縮尺、区画線、防護柵、視線誘導標、照明施設の位置、形式

○道路法に基づく連結変更許可申請書

変更許可申請書

平成 年 月 日付け第 号で連結の許可を受けた施設の構造を変更したいので、道路法第 48 条の 5 第 3 項の規定に基づき、許可を申請します。

年 月 日

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

許可申請者

住 所

氏 名

印

1. 変更しようとする事項	
2. 変更を必要とする理由	
3. 工事着手予定年月日	年 月 日
4. 工事完了予定年月日	年 月 日

○高速自動車国道法に基づく連結変更許可申請書

変更許可申請書

平成 年 月 日付け第 号で連結の許可を受けた施設の構造を変更したいので、高速自動車国道法第 11 条の 2 第 5 項の規定に基づき、許可を申請します。 年 月 日 国土交通大臣 ○○○○ 殿（注） 許可申請者 住 所 氏 名 印	
1. 変更しようとする事項	
2. 変更を必要とする理由	
3. 工事着手予定年月日	年 月 日
4. 工事完了予定年月日	年 月 日

（注）閉鎖型の施設の場合、機構理事長宛てとする。

高速道路利便施設等の変更許可申請に係る提出書類一覧

必要書類
変更許可申請書 [記載事項] 1 変更しようとする事項 ※ 変更しようとする事項により下記の書類のうち必要なものを添付 ・通路等主要構造物図（一般図：側面図・平面図 1／500 以上・横断図 1／200 以上） ・標識等配置計画図（1／1000 以上） ・通路等附属施設計画図（1／1000 以上） ・駐車場計画図（1／500 以上） 2 変更を必要とする理由 3 工事着手予定年月日 4 工事完了予定年月日
添付図面 ※ 変更しようとする事項により下記の図面のうち必要なものを添付 ① 平面図 ・通路等平面図（1／1000 以上） ② 縦断図 ・通路等縦断図（水平方向 1／500 以上、垂直方向 1／100 以上） ③ 横断定規図 ・通路等横断定規図（1／100 以上）